

第 1 編

「学校給食の運営・
栄養管理」編



第1章 学校給食の重要性

1 学校給食の果たしてきた役割

我が国の学校給食は、明治22年（1889年）に山形県鶴岡町の私立忠愛小学校において始まったとされている。この給食は、貧困児を対象に救済事業として無償で提供されており、教育の中に給食を取り入れた先駆けとして記録されている。



（当時の給食を復元したもの）

学校給食は、昭和29年に「学校給食法」が制定され、法的根拠が明確になり、教育活動として実施されてきた。

学校給食が教育活動の一環として位置付けられたのは、昭和21年12月に発せられた「学校給食実施の普及奨励について」の文部、厚生、農林三省次官通達である。昭和29年には、「学校給食法」が制定され、学校給食の法的根拠が明確になると



（昭和20年代の給食の様子）

ともに、「義務教育諸学校における教育の目的を実現するため」（同法第2条）とあるように、学校給食が教育の一環であることが法的に位置付けられた。

学校給食法第1条に、「この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであること（略）」とその目的を示している。

教育課程における位置付けが明確にされたのは、昭和33年の小学校及び中学校学習指導要領の改訂においてであり、平成元年の学習指導要領の改訂において、特別活動の「学級活動」に位置付けられ、今日に至っている。

学校給食は、これらの規定に制度的に支えられ、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、児童生徒の健康の増進、体位の向上を図ってきた。



（昭和50年代の給食の様子）

保健体育審議会平成9年9月答申「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツ振興の在り方について」

さらに、平成9年に出された保健体育審議会答申において、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、脂肪の過剰摂取などの偏った栄養摂取、肥満症等の生活習慣病の増加及び若年化など、食に起因する新たな健康課題が増加している中、学校給食は食に関する「生きた教材」として活用することが可能であると、学校給食の今日的な意義が示された。学校給食は、学校における食育を推進する上で、給食の時間のほか、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間等における食に関連する指導に際し、「生きた教材」として積極的に活用することが求められるようになった。

このように、学校給食は、子どもの成長発達や活動の源泉となるものであると同時に、多面的な活用を図ることができる極めて有効な教材としての役割も担ってきた。

2 学校給食の新たな役割

学校給食がきわめて有効な教材としての役割を担う一方で、学校における食に関する指導の場面が増加した結果、指導充実のために指導体制の整備が重要な論点の1つとなった。また、国としても、子どもたちの心身の成長及び人格の形成には、食育の推進を国民運動として社会全体で取り組むことが課題であるとして、制度構築も進められた。さらに、本県においても県の特性を生かした食育の取組みを展開している。以下では、こうした動きの中で整備された制度のうち、主なものを示しながら、新たな学校給食の役割について詳述する。

(1) 栄養教諭制度の創設

食に関する指導の重要性が認識され、指導場面が増加することで、学校栄養職員に係る制度的な検討が求められ、食に関する指導体制を充実するための具体的な審議が行われ、平成16年1月には栄養教諭制度の創設を柱とする指導体制の整備方策について答申された。

これまでは、担任等が行う教科指導や給食指導に対して、学校給食の栄養管理や衛生管理などの職務を行う学校栄養職員による専門的立場からの協力が行われてきた。しかしながら、学校栄養職員が食に関する指導を行うために必要な専門性は制度的に保証されていなかったため、本答申を受け、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる職員として、平成16年度に栄養教諭制度が創設された。

中央教育審議会平成16年1月答申「食に関する指導体制の整備について」

〈食に関する指導体制の整備について（答申）の構成〉

第1章 基本的な考え方

- 1 食に関する指導の充実の必要性
- 2 学校における食に関する指導の現状
- 3 食に関する指導体制整備の方向性

第2章 栄養教諭制度の創設

- 1 栄養教諭の職務
- 2 栄養教諭の資質の確保
- 3 栄養教諭の配置等
- 4 栄養教諭の身分等

第3章 食に関する指導の充実のための総合的な方策

- 1 学校における一体的取組
- 2 栄養教諭の効果的な活用
- 3 学校・家庭・地域社会の連携等による総合的取組

栄養教諭は、学校における食育推進の要として重要な役割を担っており、本県では、現在28名の栄養教諭が配置されている。

なお、(5)でふれる改正学校給食法において、栄養教諭以外の学校栄養管理者（学校栄養職員）についても、栄養教諭に準じて食に関する指導を行うよう努めることと規定されており、学校栄養職員も同様、積極的に食に関する指導に取り組んでいるところである。

(2) 食育基本法の制定

ア 食育基本法の趣旨

国は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむためには、子どもたちの豊かな心身の成長及び人格の形成が大切であり、その基本が「食育」であるとした。そこで、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組みを総合的かつ計画的に推進し、これまで以上にその実効性を確保していくことを目指し、平成17年に「食育基本法」を制定した。

食育基本法 前文
子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。

食育基本法（平成17年7月15日施行）

食育基本法の趣旨

「食育」とは

- ① 生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ② 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

イ 食育推進基本計画

平成18年には、食育推進基本計画が策定された。本計画は、食育基本法に基づいて策定されたものであり、平成18年度から平成22年度までの5年間を対象として、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定めるとともに、都道府県食育推進計画及び市町村食育推進計画の基本となるものである。

以下に「学校、保育所等における食育の推進」における取り組むべき施策を示す。

食育の総合的な促進に関する事項
1 家庭における食育の推進
2 学校、保育所等における食育の推進
3 地域における食生

活の改善のための取組の推進

4 食育推進運動の展開

5 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等

6 食文化の伝承のための活動への支援等

7 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

食育推進基本計画（平成18年3月31日食育推進会議決定）

2 学校、保育所等における食育の推進

○ 指導体制の充実

栄養教諭の全国配置促進、学校での食育の組織的・計画的な推進等

○ 子どもへの指導内容の充実

学校としての全体的な計画の策定、指導時間の確保、体験活動の推進等

○ 学校給食の充実

学校給食の普及・充実と「生きた教材」としての活用、地場産物活用の推進、単独調理方式の効果等の周知・普及等

○ 食育を通じた健康状態の改善運動の展開

食生活の健康等への影響の調査とこれに基づく指導プログラムの開発等

○ 保育所での食育推進

なお、これまでは本計画に基づき、食育推進施策が実施されてきたが、現行の食育推進基本計画は計画期間が平成22年度末までとされている。そのため、現在第二次食育推進基本計画の策定に向けて検討が進められている。

このような動きに呼応して、学校給食法においても、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要であるとして、食に関する指導の充実に取組み、また、学校における食育の「生きた教材」となる学校給食の充実に図るため、当該地域の産物を活用するなどの創意工夫を規定している。

なお、学校給食法の改正については、(5)で改めてふれることとする。

ウ 福島県食育推進計画

福島県においても、国の食育推進基本計画の策定をうけ、平成19年3月に「おいしく イキイキ 食育プラン（福島県食育推進計画）」を策定し、その後、平成22年3月に5か年計画で、第二次福島県食育推進計画を策定した。この中で、学校給食等に関連する数値目標などが示されている。

おいしく イキイキ 食育プラン「第二次福島県食育推進計画」

〈基本目標〉

食を通して ふくしまの 未来を担う 人を育てる

～家庭、学校、地域が一体となった食育の推進～

〈代表指標〉

目 標	指 標 名	現状値 (H21)	目標値 (H26)
1 食育への理解促進	「食育」の言葉も意味も知っている者の割合	55.1%	90%以上
	「食育」に関心がある者の割合	77.9%	85%以上
2 栄養バランスが取れた食生活の確立	食事バランスガイドの理解者の割合	23.5%	30%以上
	栄養バランスが取れた食生活の実践者の割合	63.4%	70%以上
3 望ましい食習慣の確立	朝食を食べる児童生徒の割合 (公立幼・小・中・高・特別支援学校)	95.4%	96%以上
	朝食を食べる者の割合 (20歳代)	71.8%	80%以上
4 食や農に関する体験交流と地産地消の推進	食や農に関する体験・活動への県民の参加割合	7.2%	15%以上
	学校給食における地場産物活用割合 (学校給食を実施している公立幼・小・中・高・特別支援学校)	34.7%	40%以上
5 市町村食育推進計画作成の促進	食育推進計画を作成している市町村の割合 (中核市を含む)	33.9%	55%以上

学校における食育

- 知育、徳育及び体育の基礎
- 生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることを目指す
- 家庭、地域の連携のもと教育活動全体で取り組む

(3) ふくしまっ子食育指針

(2)で国の食育推進基本計画に基づき、福島県でも家庭、地域、学校などにおいて、県の特性を活かした食育を推進する「福島県食育推進計画」を策定したことにふれたが、県教育委員会においては、子どもたちの望ましい食習慣の形成を図るため「福島県教育7つの約束」のひとつである「健やかな体をはぐくみます」に新しい約束の視点として食育の推進を掲げた。

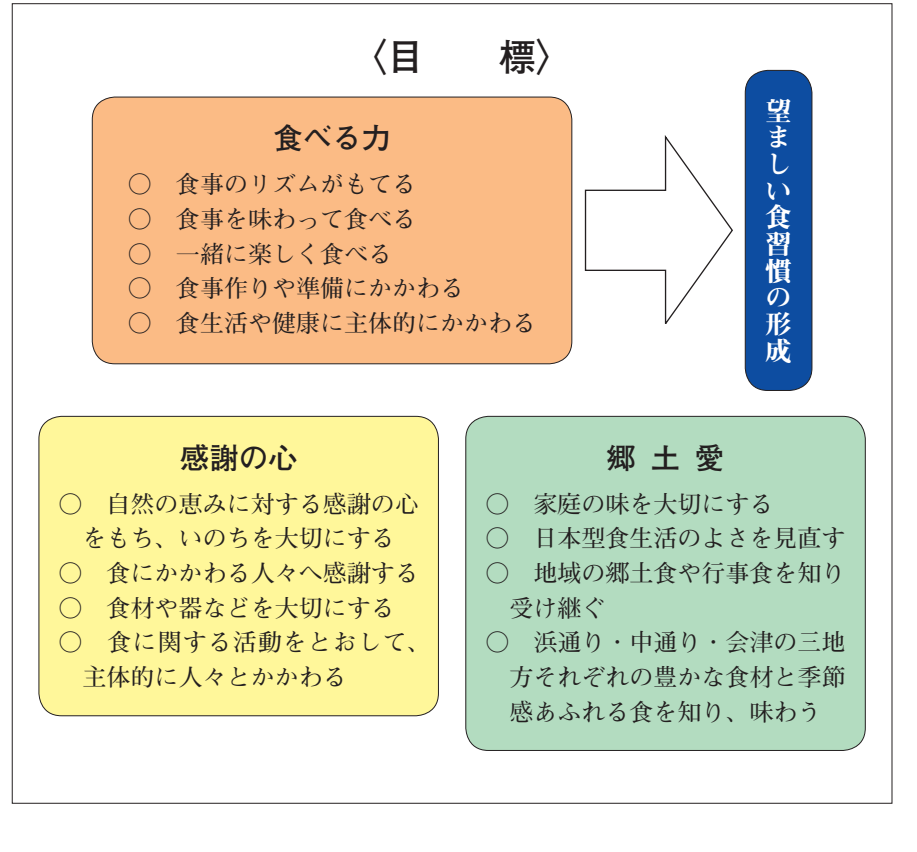
さらに、平成19年には、学校における食育の方向性を示し、子どもたちの望ましい食習慣の形成を図るため「ふくしまっ子食育指針」を策定した。本指針をもとに、子どもたちの未来につながるふくしまの食育を、すべての学校において推進している。(関連:「食に関する指導」編167ページ参照)

ふくしまっ子食育指針

〈基本的な考え方〉

本県の学校における食育は、

- 1 知育、徳育及び体育の基礎と位置付け、子どもたちが生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることを目指します。
- 2 子どもたち一人ひとりが望ましい食習慣や食に関する適切な判断力を身に付けることができるよう、家庭や地域との連携のもと、教育活動全体で取り組みます。



中央教育審議会平成20年1月答申「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」

(4) 学校指導要領の改訂

これまでの動きを見てもわかるように、学校給食は広く社会の中でもその役割が期待されている。こうした中で、中央教育審議会では、平成20年1月の答申で、子どもの食生活において朝食欠食、偏食、孤食といった課題が生じていることを指摘し、学校において食育を推進することの必要性を示した。学校給食における食育の方策について、同答申の中で、以下の項目を挙げている。

Ⅲ 学校における食育の推進を図るための方策について

1 子どもの食を取り巻く状況とその対応

- (1) 「生きた教材」としての学校教育の充実
- (2) 学校給食における地場産物の活用や郷土食・行事食の活用

2 食育・学校給食に関する学校内の体制の充実

- (1) 学校の教育活動全体を通じた取組
- (2) 栄養教諭等
- (3) 学級担任や教科担任等
- (4) 校長・教頭等
- (5) 学校給食における衛生管理の徹底

3 学校、家庭、地域社会の連携の推進

- (1) 学校と家庭との連携の強化
- (2) 学校と地域社会との連携の強化

○ 小学校及び中学校
学習指導要領第1章
総則第1の3（平成
20年改訂）

○ 高等学校学習指導
要領第1章総則第1
款の3（平成21年改
訂）

○ 特別支援学校小学
部・中学部学習指導
要領第1章総則第2
節第1の3（平成21
年改訂）

○ 特別支援学校高等
部学習指導要領第1
章総則第2節第1款
の3（平成21年改
訂）

3ページでもふれたように、平成9年には「生きた教材」として今日的意義が示された学校給食であるが、平成20年には、その役割を充実させるため、給食の時間のみならず、各教科等の学習における活用を推進するよう示しており、平成20年に改訂された小学校及び中学校の学習指導要領、並びに平成21年に改訂された高等学校及び特別支援学校の学習指導要領では、総則に食育の推進が明記され、平成21年度から完全実施されている幼稚園教育要領にも食育の推進が盛り込まれている。

小学校学習指導要領（主な記述の抜粋）

第1章 総則

第1款 教育課程編成の一般方針

3 学校における体育・健康に関する指導は、児童^{※1}の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動^{※2}などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力のある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

小学校以外の学習指導要領の主な記述について

上記「※1」及び「※2」の部分を、以下により読み替える。

〈中学校学習指導要領〉

※1 生徒

※2 保健体育科はもとより、家庭科、特別活動

〈高等学校学習指導要領〉

※1 生徒

※2 保健体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動

〈特別支援学校小学部・中学部学習指導要領〉

※1 児童又は生徒

※2 小学部の体育科及び中学部の保健体育科の時間はもとより、小学部の家庭科（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科）、中学部の技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科、特別活動、自立活動

〈高等学校学習指導要領〉

※1 生徒

※2 保健体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動、自立活動

○ 高等学校学習指導
要領第4章第3の2
(平成21年改訂)

さらに、高等学校における学校給食に関しては、学習指導要領の第4章第3の2の(4)で「特別活動の一環として学校給食を実施する場合には、食育の観点を踏まえた適切な指導を行うこと。」と改善策が示されている。

なお、小学校や中学校の特別活動においても、学級活動において、「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」と記されている。

したがって、各校種の学習指導要領に基づいて学校給食の教育課程への位置付けを明確にし、学校の実態に応じて指導計画を作成するとともに、各教科等教育活動の特質も踏まえて、教育活動全体を通じて組織的・継続的に指導する必要がある。給食指導の具体的な活動については、本編後段で、食育に関する指導の詳細については、第3編でふれることとする。（関連：本編34ページ及び「食に関する指導編」161ページ参照）

(5) 学校給食法

(4)で平成20年1月の答申についてふれたが、本答申が大きく反映されたのが学校給食法である。同法は、本答申を受け、平成20年6月に大幅に改正され、平成21年4月1日に施行された。以下に改正の主なポイントを示す。

ア 「学校における食育の推進」を位置付けた法の目的

平成20年1月の答申の背景には、食育基本法が制定され、同法に基づく食育推進基本計画が策定されたことなど食育の推進が国として重要な課題となっていること、また、「学校における食育の推進」に学校給食が大きい

学校給食法第1章総
則第1条には、この法
律の目的が定められて
いる。

な役割を果たしていることなどがあるが、改正された学校給食法では、法の目的として従来の「学校給食の普及充実」に加え、「学校における食育の推進」を新たに規定している。

従来の学校給食法の目的	改正学校給食法の目的
<p>「この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するものであることにかんがみ、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実を図ることを目的とする。」</p>	<p>「この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、<u>児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もつて学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。</u>」</p>
<p>※ 下線部分が、改正後に削除された箇所</p>	<p>※ 下線部分が、改正後付記された箇所</p>

イ 食に関する今日的な課題に応じた目標設定

食育の観点から学校給食の目標を見直し、整理・充実させることにより、学校給食の教育的効果を引き出し、学校における食育を推進するという趣旨がより明確になった。これは、教育基本法（平成18年12月改正）第2条の「教育の目標」や学校教育法（平成19年6月改正）第21条の「義務教育の目標」に対応したものとなっている。

従来の学校給食法の目標	改正学校給食法の目標
<ol style="list-style-type: none"> 1 日常における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。 2 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。 3 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。 4 食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 <u>適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。</u> 2 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。 3 学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。 4 <u>食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。</u> 5 <u>食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。</u> 6 <u>我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。</u> 7 食糧の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。
<p>※ 下線部分が、改正後に削除された箇所</p>	<p>※ 下線部分が、改正後付記された箇所</p>

学校給食法第2章「学校給食の実施に関する基本的な事項」の第8条に「学校給食実施基準」が、第9条で「学校給食衛生管理基準」が定められている。

学校給食法第3章「学校給食を活用した食に関する指導」の第10条において栄養教諭、校長の役割を定めている。

ウ 「学校給食実施基準」と「学校給食衛生管理基準」の法制化

従来から、学校給食の適正な実施のため、「学校給食実施基準」（文部省告示）が、各学校や調理場で適切な衛生管理が実施されるため、「学校給食衛生管理の基準」（文部科学省通知）が定められていた。

改正学校給食法では、これらの基準の根拠を法律で定め、法的な位置付けを明確にした。特に、従前の「学校給食衛生管理の基準」は、通知で示されたガイドラインであるため、完全に実施されない現状があり、その改善が図られた。改正法は、校長と共同調理場長に対し基準に照らして、衛生管理上適正を欠く事項があり、改善措置が講じられない場合は、設置者に申し出ることが義務付けられている。

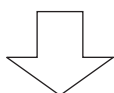
エ 学校給食を活用した食育の充実

学校における食育は、学校給食を活用しながら、栄養教諭を中核としつつ、教科担任、養護教諭、調理員など全教職員が共通理解のもと、連携・協力することにより、学校教育活動全体を通して推進する必要がある。

そのためには校長のリーダーシップが重要であり、必要な措置を講ずることを規定している。

〈栄養教諭は〉

- 学校給食で摂取する食品と健康の保持増進の関連について指導すること
- 食について特別の配慮を必要とする児童生徒に個別指導を行うこと



実施に当たっては：

- 地域の産物を学校給食に活用し、地域の食文化、食に係る産業又は自然環境の恵沢への理解が深まるように努力する。
- 栄養教諭が置かれていない学校では、学校給食栄養管理者が、栄養教諭に準じて指導を行う。

〈校長は〉

- 食に関する指導が効果的に進むよう、学校給食と関連付けた食に関する全体計画の作成を行う。

こうした食育基本法の制定や学習指導要領の改訂、また、学校給食法の改正

など制度上の動きにより、新たな役割としての学校給食の意義や重要性が高まってきており、学校給食の充実と学校における食育の推進をより一層図っていく必要がある。

なお、食育に関する具体的な指導については、第3編「食に関する指導」編で改めてふれることとする。

また、「学校給食実施基準」を含め、学校給食を適切に実施していくために必要な管理・運営面に関する活動全般にわたる必要な事柄については、次章に記述し、学校給食の衛生管理上重要な「学校給食衛生管理基準」については、第2編で詳しくふれることとする。

3 学校給食の沿革

年 月	沿 革
明. 22年10月	山形県鶴岡町の私立忠愛小学校で貧困児童に対し、無料で昼食が給与される。これが我が国の学校給食の起源とされる。
大. 12年10月	文部次官通牒「小学校児童の衛生に関する件」において、児童の栄養改善のために学校給食が奨励される。
昭. 7年9月	文部省訓令「学校給食臨時施設方法」が定められ、国庫補助による貧困児童救済のための学校給食が実施される。
15年4月	文部省訓令第18号「学校給食奨励規程」により、対象を貧困児童のほか栄養不良児、身体虚弱児にも拡げ、栄養的な学校給食の実施へ、内容の充実が図られる。
21年12月	文部、厚生、農林、三省次官通達「学校給食実施の普及奨励について」が発せられ戦後の学校給食開始の方針が定まる。東京、神奈川、千葉の三都県の学校で試験給食が開始される。
22年1月	全国都市の児童約300万人に給食が開始され、本県では4市（福島、若松、郡山、平）において、ミルク及び連合軍放出の缶詰等により給食が開始される。
23年12月	文部省体育局長通達「学校給食物資の取扱いについて」により各都道府県教育委員会における物資受入体制が指示される。
24年10月	国際連合児童基金（ユニセフ）による脱脂粉乳の援助が開始される。
25年7月	8大都市の小学校児童に、米国寄贈の小麦粉よりはじめて完全給食が実施される。
27年4月	完全給食が全国すべての小学校を対象に実施される。
29年6月	「学校給食法」（昭. 29. 6. 3. 法第160号）が成立、公布され、学校給食の実施体制が整う。
31年3月	「学校給食法」を一部改正し、対象を中学校に拡大する。
6月	「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」（昭. 31. 6. 20. 法第157号）が公布される。
32年5月	「盲学校・聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」（昭. 32. 5. 20. 法第118号）が公布される。
33年1月	農林次官通達「学校牛乳供給事業実施要綱」により、牛乳が供給される。
10月	小学校及び中学校の学習指導要領の改訂によって、学校給食がはじめて「学校行事等」の領域に位置付けられる。
43年7月	小学校学習指導要領の改訂で、学校給食は「特別活動」における「学級指導」に位置付けられる。
44年4月	中学校学習指導要領の改訂で、学校給食は「特別活動」における「学級指導」に位置付けられる。
46年4月	学校給食実施基準、夜間学校給食実施基準の一部改正により、所要栄養量の基準が改訂される。これに伴い、体育局長通知「学校給食の食事内容について」により、標準食品構成表が示される。
49年6月	学校栄養職員が制度切り替えにより県費負担職員となる。
51年4月	学校給食制度上に米飯が正式に導入される。
52年7月	小学校及び中学校の学習指導要領が改訂される。
59年3月	「学校給食指導の手引」が刊行される。
60年1月	体育局長通知「学校給食業務の運営の合理化について」が出される。
12月	日本体育・学校健康センター法が公布される。

年 月	沿 革
61年 2月	学校給食実施基準及び夜間学校給食実施基準の一部改正により、平均所要栄養量の基準の改訂が行われる。
3月	体育局長通知「学校栄養職員の職務内容について」が出される。
平. 元年 4月	小学校及び中学校の学習指導要領が改訂され、学校給食は「特別活動」における「学級活動」に位置付けられる。
11月	学校給食100周年を迎える。
4年 7月	平成元年の「学習指導要領」の改訂を踏まえ、「学校給食指導の手引」が改訂される。
7年 1月	文部省は、阪神・淡路大震災に際し、兵庫県及び同県下市町村に対し、学校給食施設を活用した炊き出しへの協力要請を行い、66市町において約60万食の炊き出しが行われる。
8年 7月	腸管出血性大腸菌O157による食中毒事故により、児童が死亡するなど各地で大きな被害をもたらされ、文部省においては、「学校給食における衛生管理の改善に関する調査研究協力者会議」を設置し、夏季緊急点検、抽出による食材の点検等が実施される。 学校給食における保存食の保存期間・保存方法が変更される。(−20℃以下2週間以上)
8月	「学校環境衛生の基準」の一部改正(学校給食関係)が行われる。
9年 4月	「学校給食衛生管理の基準」が定められる。 「新規採用学校栄養職員研修」の拡充及び「学校栄養職員経験者研修」が新設される。
10年 4月	中学校「心を育む学校給食週間」が実施される。
6月	『食に関する指導の充実について』(文部省体育局長通知)が出され、学校栄養職員をチーム・ティーチングや特別非常勤講師に活用する取組み等の推進が図られる。
12月	小学校及び中学校の学習指導要領が改訂され、「体育に関する指導」が「体育・健康に関する指導」に改められる。
12年 3月	食生活指針を策定し、食生活指針等の推進について閣議決定される。
4月	学校給食用米穀値引き措置が廃止される。学校給食用牛乳供給事業に入札制度を導入する。
12月	「新食糧法」の告示改正が行われ、都道府県学校給食会は米の直接購入が可能となる。
13年 7月	「食」に関する指導の充実のための取組体制の整備について、第一次報告が提言される。
9月	牛海綿状脳症(BSE)に感染した牛が発見される。
12月	「特殊法人等整理合理化計画について」閣議決定される。
14年 3月	食生活に関する学習教材及び指導用解説書が作成される。
6月	福島県地産地消推進会議において、「福島県地産地消推進プログラム」が決定される。
11月	福島県食品の安全確保に係る基本方針及び福島県食品安全確保対策プログラムが策定される。
15年 2月	食に関する指導の充実のための取組体制の整備について、第二次報告が提言される。
3月	「学校給食衛生管理の基準」の一部改訂をする。
5月	「学校給食実施基準」及び「夜間学校給食実施基準」の一部がそれぞれ改正され、学校給食の1人1回当たりの平均栄養所要量の基準の改訂をする。
9月	中央教育審議会「食に関する指導体制の整備について」中間報告が出される。
16年 1月	中央教育審議会「食に関する指導体制の整備について」答申が出される。
5月	栄養教諭制度の創設を柱とする「学校教育法等の一部を改正する法律」が公布される。
12月	鶏インフルエンザ問題が発生し、鶏肉の使用上で学校給食にも影響を与える。
17年 4月	「学校給食衛生管理の基準」の一部改訂が行われる。 全国で栄養教諭の配置が開始される。
7月	食育基本法が施行される。

年 月	沿 革
18年 3月	食育推進基本計画が決定される。
19年 1月	独立行政法人日本スポーツ振興センターの学校給食用食材の供給業務が廃止される。
3月	学校給食の滞納が課題となったことから、学校給食費の徴収状況について全国調査が行われる。
4月	文部科学省より「食に関する指導の手引き」が発行される。
6月	本県の食育推進を図るため、「ふくしまっ子食育指針」が県教育委員会で策定される。
12月	初の栄養教諭12名が採用され、各教育事務所に配属される。
20年 1月	「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」が施行され、栄養教諭免許状の授与要件の軽減措置の対象が拡大される。
3月	中国産冷凍ギョーザで健康被害が発生し、学校給食にも大きな影響もたらされる。
6月	中央教育審議会「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」（答申）が出される。
7月	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課より「学校給食調理場における手洗いマニュアル」が発行される。
9月	小学校学習指導要領、中学校学習指導要領が改訂され、総則に「食育の推進」に関する規定が盛り込まれる。
10月	学校給食法の改正を含む「学校保健法等の一部を改正する法律」が公布される。
21年 3月	「学校給食衛生管理の基準」が一部改訂される。
4月	事故米の不正転売事件が発生し、学校給食にも大きな影響もたらされる。
22年 3月	栄養素の給与量を幅で示す学校給食摂取基準を導入した「学校給食実施基準」が一部改訂される。
	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課より「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part I」が発行される。
	高等学校学習指導要領が改訂され、総則に「食育の推進」に関する規定が盛り込まれる。
	食育の観点から学校給食の目標を見直すなど学校給食法等の改正が施行される。また、法改正を受けた学校給食実施基準等及び学校給食衛生管理基準等が告示される。
	文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課より「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part II」が発行される。